

第 5 0 号議案

亀岡市消費生活センターの組織及び運営等 に関する条例の制定について

亀岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市消費生活センターの組織及び運営等 に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 2 1 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 1 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、亀岡市消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置等)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 亀岡市消費生活センター

位 置 亀岡市安町野々神 8 番地

2 市長は、法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事務を行う日及び時間を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。当該日及び時間を変更したときも、同様とする。

(事務)

第 3 条 センターは、次の事務を行う。

(1) 法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事務
(職員)

第4条 センターに所長その他必要な職員を置く。
(消費生活相談員)

第5条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活
相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等
の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3
条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活
相談員として置くよう努めるものとする。
(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知
識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的
な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排
除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人
材及び処遇の確保に必要な措置を講じるよう努めるものとする。
(職員に対する研修)

第7条 市長は、センターにおいて第3条第1号に掲げる事務に従
事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保す
るものとする。
(情報の安全管理)

第8条 市長は、第3条第1号に掲げる事務の実施により得られた
情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管
理のために必要な措置を講じなければならない。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定め
る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

亀岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例案要綱

- 1 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律における消費者安全法の一部改正に伴い、亀岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めること。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行すること。